

平成 22 年 11 月 24 日制定

交通費支給内規

(目的)

第 1 条 この内規は、もったいない学会が開催するシンポジウム等に講師などを依頼する場合における交通費支給の規則を設けることを目的とする。

(交通費支給範囲と支給額)

第 2 条 学会が、学会の事業活動に講師等を招聘し、その移動距離が片道 100km を超えた場合、学会は当該講師等に、鉄道またはそれに準ずる交通機関使用に係る交通費実費を支給することができる。なお、当該会員が所属する企業等の業務として扱える場合、または兼ねることができる場合、支給しない。

付則 本規定は平成 22 年 11 月 24 日より施行する